

大綱 4

自然との共生と
元気なふるさとづくり

大綱4
第1節

協働・地域コミュニティ・市民活動

◆目標

市民の主体的な活動の促進や市民と市の協働によるまちづくりにより、地域課題の解決や地域の活性化を目指します。

■現状と課題

現在、市民によるまちづくり活動や地域コミュニティ活動などの地域活動が様々な形で取り組まれており、また、ボランティア活動やNPO活動などの市民活動に参加する市民も数多く見られるなど、地域貢献意識は高まりつつあります。

一方で、人口減少や少子高齢化、過疎化、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進むことにより、人々のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退や共同作業の困難化など地域活力の低下が懸念されています。

このような中、将来にわたる地域活力の維持向上やそれぞれの地域が抱える課題の解決のためには、市と市民あるいは市民同士など複数の主体が連携・協力する、いわゆる協働の取組が不可欠です。今後は、さらに協働の意識を高めながら、地域コミュニティ活動や市民活動の活発化を図っていく必要があります。

一方、本市は平成19年12月20日に核兵器廃絶と世界平和を願い「非核平和のまち宣言」を行いました。今後も、市民一人一人が非核平和への関心を高く持つことが大切であり、非核平和に対する意識啓発を進めていくことが必要です。



町民運動会

■ 施策の内容

(1) 協働の意識の醸成

- ・ 地域活力の維持向上や公共的な課題の解決のため、市と市民あるいは市民同士などの協働の取組の意識の醸成を図ります。

(2) 地域コミュニティの支援

- ・ 行政区など地域のコミュニティを担う組織が活用できる支援制度の情報提供や、各種補助制度などにより地域の実情に応じた支援を行います。
- ・ 行政区自らが主体となって地域社会の活性化に貢献し、その活動が他の行政区の模範となるものを表彰し、地域の様々なコミュニティ活動を推進します。
- ・ 地縁団体の設立等に関する適切な支援と認可事務を行います。
- ・ 人口減少と高齢化が進む地域などにおいて、過疎集落支援員の配置などにより、地域コミュニティの維持活性化に向けた支援を行います。
- ・ 地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するとともに、地域の実情を踏まえ、地域住民自らが地域のことを考え、課題解決に向けて取り組むことができる仕組みについて検討します。

(3) 市民活動の推進

- ・ ボランティア団体やNPO法人などと連携し、市民活動の推進を図ります。

(4) 非核平和のまち宣言の普及啓発

- ・ 市民の非核平和への関心を高めるとともに、市民共通の願いである非核平和を推進するため、非核平和のまち宣言の普及啓発を図ります。

指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
NPO法人やボランティア団体との協働事業数 (NPO法人やボランティア団体と協働で取り組んだ年間の事業数)	19件 (平成27年度)	25件	30件
NPO法人組織数 (本市のNPO法人の組織数)	23団体 (平成27年度)	28団体 (累計)	33団体 (累計)
ふるさと創生事業の採択件数 (地域づくりに関する補助金の年間採択件数)	27件 (平成27年度)	35件	40件
公園サポート団体との協定数 (行政区や地域団体と喜多方市公園等管理サポート協定を締結した件数)	33件 (平成27年度)	35件 (累計)	37件 (累計)
道路サポート協定の協定数 (行政区や地域団体とうつくしまの道・サポート協定を締結した件数)	14件 (平成27年度)	17件 (累計)	20件 (累計)



イベントで活躍するボランティア



喜多方市農山村集落元気塾



行政区長会連合会総会

大綱4
第2節

移住・定住

◆目標

若年層を中心に市外からの移住、市内での定住促進により、人口減少の抑制と地域力の維持向上を目指します。

■現状と課題

地方都市では、現在も首都圏等への人口流出が続いており、特に将来世代の形成が期待される若い世代が流出する人口の社会減と、合計特殊出生率の低下、高齢化の進行という人口の自然減があいまって、人口減少が進んでいます。

本市における人口の社会動態の推移は、平成18年の合併以降も、転出超過の状況が続いています。住民基本台帳による転出者の年齢層については、平成27年では20歳から24歳が最多となっており、若年層の人口流出が見られます。平成22年以降、企業誘致や雇用確保などの産業の振興に力を入れたことにより、転出超過数は大きく減少傾向にあるものの、今後も、特に若年層の市外への流出を抑制し、市内への定着を促進していく必要があります。

一方で、近年、都市部では田舎暮らし志向が高まりつつあり、地方への移住を検討している若年層の割合が増加している傾向にあります。今後は、これら若年層に対し、移住に向けた支援等を行うことで、本市への移住を促進し、人口減少や高齢化が進む地域の維持や活性化にもつなげていくことが必要となっています。



移住フェア

施策の内容

(1) 移住の促進

- ・ 田舎暮らし相談窓口の充実や、本市での暮らしを体験できる仕組みづくりなど、移住しやすい環境の整備を推進します。
- ・ 移住のための住まいや仕事等について支援するとともに、首都圏等に向けて本市での田舎暮らしについて情報発信を行います。

(2) 定住の促進

- ・ 若年層の市外への流出を抑制し、市内での定住を促進します。
- ・ 定住促進住宅の整備など、若年層の住まいの確保や支援に取り組みます。



定住促進住宅のイメージ

指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
本市への移住件数 (相談窓口や移住促進のための制度を活用した移住の件数)	12世帯 (平成28年度)	62世帯 (累計)	112世帯 (累計)
市人口の転出超過数 (住民基本台帳における年間の転出超過数)	175人 (平成27年)	2021(平成33)年 59人	2026(平成38)年 17人

大綱4
第3節

連携・交流

◆目標

多様な連携と交流を通じ、ひと・もの・情報の流れを活発化することにより、本市の魅力や活力の向上と地域課題の解決を目指します。

■現状と課題

人口減少が進み、市を取り巻く環境が様々に変化していく中、地域の活力を維持し、市民福祉の向上や地域における課題解決を図るためには、共通する行政課題を抱える市町村との連携や、大学、民間企業等との協力・連携がますます重要となっています。

本市は、隣接する北塩原村及び西会津町とともに喜多方地方広域市町村圏組合を組織し、広域行政を推進しているほか、会津総合開発協議会をはじめ、市町村等で組織する地域規模から全国規模までの様々な協議会等に参加し、共通する行政課題への対応を行っています。さらに、県内外の市町村間、大学、民間企業等との個別分野での協定等により連携体制を築いているほか、友好都市や姉妹都市との交流を進めています。

今後も、これらの連携や交流を深め、さまざまな分野での課題解決に取り組むとともに、自治体中心の地域間交流や国際交流から、個人や民間団体等による自主的な交流へと発展させ、ひと・もの・情報の流れを活発化することで、本市の地域の魅力や活力の向上と市民の国際感覚の醸成を図っていくことが必要とされています。



新潟市・喜多方市花でつながる観光交流宣言

施策の内容

(1) 地域間等の連携と交流の推進

- ・ 関係市町村との連携による効率的で効果的な施策の推進を図るため、喜多方地方広域市町村圏組合による事業の共同処理を進めるとともに、定住自立圏形成協定や会津総合開発協議会などの活動を通して広域的な諸課題への対応を図ります。
- ・ 友好都市である東京都東大和市や千葉県香取市など他市町村との行政分野での協力関係、連携関係を深めるとともに市民や民間団体間での産業・文化分野などの交流へと発展するよう地域間交流活動を推進します。
- ・ 大学、民間企業等との連携により、様々な分野での地域課題の解決に努めます。

(2) 国際交流の推進

- ・ 市民が国際理解を深める機会を拡大するため、姉妹都市を締結している米国ウィルソンビル市などと交流を推進するとともに、民間団体などが行う国際交流活動を支援することにより市民の国際感覚の醸成に努めます。

指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
連携協定等締結数 (友好都市・宣言、産学官連携、協定等の締結数)	37件 (平成27年度)	44件 (累計)	50件 (累計)
国際交流活動参加者数 (姉妹都市との交流事業や外国語講座等への年間参加者数)	205人 (平成27年度)	250人	300人



ウィルソンビル市との交流

大綱4
第4節

生活環境・自然環境・景観

◆目標

清らかな水の確保、美化意識の向上、良好な景観の形成により、心豊かな生活ができるまちを目指します。

■現状と課題

本市には、飯豊連峰や雄国山麓をはじめとする山並みと清らかな川が形成する景観、緑豊かな田園風景、そして心地よい町並みなど、他に誇れる良好な風景、景観があり、環境美化活動や文化財保護活動などの地道な取組により、その保全に努めてきました。今後は、景観そのものを地域資源と捉え、その保全のみでなく、より積極的に良好な景観の形成を図っていくことが課題となっています。

本市では、特色である豊富な水と清らかな水路を維持するため、清流対策に取り組み、水源や用水路等の現況調査、水路や側溝の清掃を実施するとともに整備に努め、冠水や素堀水路の解消を図ってきました。今後は、安定した流水の確保を図っていくとともに、水路整備計画の検証、水路の維持管理体制の確立などが課題となっています。

近年、市民の環境に対する関心が高まってきており、清掃美化活動などの環境を意識した取組が積極的に展開されるようになり、市街地や観光地でのごみの散乱や空き缶などのポイ捨ては減少してきています。しかし、一部では、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て、山間部では家電製品や粗大ごみなどの不法投棄が見られるため、今後も、引き続き環境美化活動などを推進するとともに、ごみの散乱防止に努め、人々の心に潤いと安らぎを与える環境を整備していくことが必要となっています。

また、市民生活に影響を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除により、生活衛生の確保に努める必要があります。



不法投棄

■施策の内容

(1) 清流対策の推進

- ・ 水路や側溝に年間を通して安定した流水と流量を確保するため、市民が行う清掃活動の促進と支援に努めます。

(2) 環境の保全

- ・ 環境基本条例に基づき、市民、事業者と行政がそれぞれの役割と責務において、環境の保全に努めます。
- ・ 美しいまちづくりのため、散乱ごみなどをなくし、ポイ捨てや不法投棄に対する監視を強め、適正な処理を推進するとともに、市内一斉清掃の実施及び清掃活動の促進と支援に努めます。
- ・ 豊かな自然環境の保全・保護及び活用の促進に努めます。

(3) 良好な景観の保全と形成

- ・ 景観に対する市民の意識の醸成を図り、地域の自主的な景観形成に関する活動を支援します。
- ・ 景観計画及び景観条例の適切な運用により、豊かで美しい景観を、市民との協働により維持、保全し、良好な景観の形成を図ります。

(4) 害を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除

- ・ 害を及ぼすねずみなどの小動物や害虫による生活衛生の悪化を防ぐため、行政区と協働で駆除・防除に努めます。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
地区清掃実施行政区数 (地区清掃活動による環境美化に取り組む年間の行政区数)	250地区 (平成27年度)	263地区	272地区
河川の生物化学的酸素要求量(BOD)※ (市内2河川の有機汚濁の程度)	＜田付川＞ 1.6mg/ℓ ＜濁川＞ 1.7mg/ℓ (平成27年度)	＜田付川＞ 1.2mg/ℓ ＜濁川＞ 1.3mg/ℓ	＜田付川＞ 1.0mg/ℓ ＜濁川＞ 1.0mg/ℓ
まちなみ景観形成事業費補助金の申請件数 (景観形成住民団体として認定した団体またはこの団体に属する者が行う景観形成事業の年間補助金申請件数)	2件 (平成27年度)	3件	6件



地区清掃

※ BODとは、水中の有機物が微生物の働きによって分解されたときに消費される酸素の量であり、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標のことです。基準はAA～Eまでであり、Eが最も汚い水となります。現状値はAに属しており、目標値を最もきれいなAAに設定しています。



町並み（ふれあい通り）



飯豊山

大綱4
第5節

循環型社会

◆目標

限りある資源の有効活用と再生可能エネルギーの普及促進により、環境にやさしいまちを目指します。

■現状と課題

資源・エネルギーの大量消費を背景とした社会経済システムは、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境問題を生み、今後は、人と自然が共生できる循環型社会の形成が求められています。国際的には、地球温暖化対策の枠組みとしてパリ協定^{※1}が採択され、平均気温上昇の抑制の追求と温室効果ガス^{※2}の人為的な排出と吸収の均衡が掲げられており、すべての国が国レベルで様々な対策をとることが決められました。地方自治体においても、環境問題は重要な課題の一つとなっており、環境に対する住民の関心も高まっています。

本市では、近年のライフスタイルの変化に伴い、ごみの排出量は増加傾向にあります。ごみの焼却は環境に与える影響が大きいことから、今後のごみの減量化と資源としての再利用に取り組む必要があります。

また、電気やガソリンなどの使用量の増加は、地球温暖化への悪影響が懸念されていることなどから、日常生活をはじめ、社会経済活動などあらゆる場面において、省エネルギー対策が求められています。さらに、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、自立・分散型エネルギーシステム^{※3}の必要性が高まっており、太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの普及を一層推進することが必要となっています。

※1 パリ協定とは、2015年にフランス・パリで行われた気候変動枠組条約第21回締約国会議において、京都議定書以来18年ぶりに採択された新たな法的拘束力のある国際的な合意文書のことです。これにより、すべての国に削減目標・行動の提出・更新が義務づけられました。

※2 温室効果ガスとは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などのことです。

※3 自立・分散型エネルギーシステムとは、エネルギーを使用する場所・施設の近くに各々の電力需要に応じた発電設備を配置することで、常時はエネルギーの安定供給に有効で、災害等の非常時には自立してエネルギーを供給できる仕組みのことです。

施策の内容

(1) 廃棄物減量化の促進

- ・ ごみの減量化と資源としての再利用を促進するため、市民の意識の高揚を図りながら、ごみの分別収集及び資源物収集に取り組みます。
- ・ 木くずや生ごみなどの有機性資源による民間事業者のバイオマス利用を支援し、資源の循環的利用を促進します。

(2) 環境負荷の低減

- ・ 限りある資源の有効活用に努めながら、市民や事業者に対して、環境にやさしい商品の使用、電化製品や自家用車の経済的利用など環境保全意識の高揚と環境に配慮した生活や事業活動を促進します。

(3) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- ・ 環境にやさしいまちの実現に向け、市民や事業者の省エネルギーに向けた取組の支援と意識啓発、再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、公共施設においても省エネルギーの取組及び再生可能エネルギーの導入を推進します。

指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
一人一日あたりのごみ排出量 (年間の総排出量から一人一日あたりの排出量を算出したもの)	966 g (平成27年度)	932 g	908 g
リサイクル率 (市内で排出される一般廃棄物のうち、資源物が占める割合)	15 % (平成27年度)	18 %	21 %
住宅用太陽光発電システム導入量 (市内における住宅用太陽光発電システム導入量)	2,500Kw (平成27年度)	4,400Kw (累計)	6,000Kw (累計)



市役所本庁舎太陽光発電



喜多の郷発電所（小水力発電）